

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中尾 真大	桜井市大字上之庄六五 二番地の一	橿原市十市町五一〇番ほか五筆
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元 町一番地一二号	橿原市一町五五一番

二 認可年月日

平成三十年八月二十四日